

郵便局の活用が可能な地方公共団体事務の拡大<新旧対照表>

区分	現 行	権 限 移 譲 等 後
イメージ図	<p>【郵便局の活用が可能な地方公共団体事務】</p> <p>○ 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律 § 2 の規定により、地方公共団体は、当該地方公共団体の他に、当該地方公共団体が指定した郵便局において、次に掲げる証明書交付事務を取り扱わせることができる。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ol style="list-style-type: none"> 1 戸籍の謄本、抄本等 2 納税証明書 3 外国人登録原票の写し及び外国人登録原票記載事項証明書 4 住民票の写し及び住民票記載事項証明書 5 戸籍の附表の写し 6 印鑑登録証明書 </div> <p style="text-align: center;">⇓</p> <p>郵便局で取り扱うことができる地方公共団体の事務が限定されている。</p>	<p>【郵便局の活用が可能な地方公共団体事務の拡大】</p> <p>○ 法律で定める左記の 6 事務の他に、北海道が、市町村、郵便局と協議しながら、郵便局で取り扱うことができる事務を条例で定めることができるようにする。</p> <p><条例で定める事務として想定される事務></p> <p>身分証明書、固定資産評価証明書、課税証明書、軽自動車納税証明書等の交付事務など</p> <p style="text-align: center;">⇓</p> <p>地域の実情に応じて、郵便局において取り扱うことができる地方公共団体の事務を拡大し、住民サービスの向上や行政の効率化に資する。</p>
法令制度	<p>○ 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律 § 2 の規定により、地方公共団体が郵便局に取り扱わせることができる事務が 6 事務に限定されている。</p>	<p>【特区提案】</p> <p>○ 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律 § 2 の規定に、「(前各号の他に、) 特定広域団体が条例で定める事務」という旨の条文を追加する。</p> <p>なお、条例の制定に当たっては、市町村、郵便局と事前に協議しながら定めるものである。</p>

図表 1) 「地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律」施行により
郵便局において利用可能となったサービス

【証明書交付事務】

- ① 戸籍の謄本・抄本等
- ② 納税証明書
- ③ 外国人登録原票の写し及び外国人登録原票記載事項証明書
- ④ 住民票の写し及び住民票記載事項証明書
- ⑤ 戸籍の附票の写し
- ⑥ 印鑑登録証明書

の交付の請求の受付及び写し・証明書の交付事務（本人請求に係るもの）

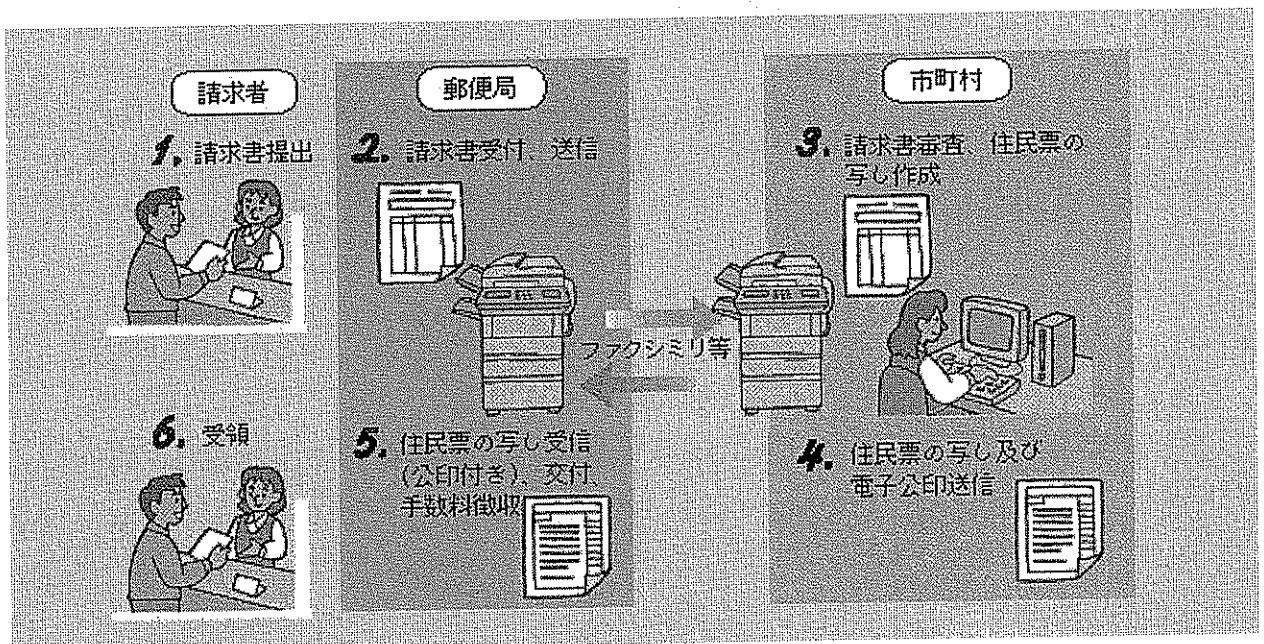
【郵便局窓口において提供する事務例】

- ① 公営バスの回数券・ごみ処理券・し尿処理券・ごみ袋の販売
- ② 公営施設・学習講座の利用申込みの取次ぎ

【外務職員を活用したサービス例】

- ① 高齢者等への立寄り・声かけや日曜品の配送等
- ② 図書館の図書の配送・返送
- ③ 廃棄物等不法投棄に関する情報提供

図表 2) 証明書交付事務のサービスイメージ



(資料:平成 15 年度版 情報通信白書)

「地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律」についての市町村アンケート調査結果概要

1 調査時期

平成20年11月

2 調査対象

道内180市町村

3 回収率

100%

4 主な調査項目

- 現在、法律に基づき郵便局で事務取扱を行っている市町村において、新たに追加したい業務について
- 現在、法律に基づき郵便局で事務取扱を行っていない市町村において、郵便局で取り扱ってみたい業務について

5 結果概要

(1) 郵便局での取扱い要望があった業務のうち、現行でも対応可能なもの

- ・指定ゴミ袋の交付、配布公営バス乗車券の販売等
- ・高齢者への声かけ
- ・廃棄物等不法投棄に関する情報提供
- ・公営施設の利用申し込みへの取り次ぎ

(2) 郵便局での取扱い要望があった業務のうち、法改正などの対応が必要と考えられるもの

- ・身分証明書の交付の請求の受付と引き渡し
- ・固定資産評価証明書の交付の請求の受付と引き渡し
- ・課税証明書の交付の請求の受付と引き渡し
- ・軽自動車納税証明書の交付の請求の受付と引き渡し
- ・公金の徴収業務の一部
- ・各種戸籍届出書の受理
- ・住民票に係る各種届出の受理
- ・印鑑登録の受付事務
- ・国民健康保険証に関する各種届出の受理
- ・乳幼児医療費等の給付の助成申請書の受付
- ・パスポート申請受理等(都道府県の業務だが市町村への移譲可)

※上記業務は、「地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律」により取扱いが可能である6つの業務以外について記載。

全道市町村アンケートの結果：

「地方団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律」に基づく郵便局における事務の取扱い状況

1 すでに「地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律」に基づく郵便局での事務取扱を実施している(23市町村)

支庁	実施開始日	実施している事業の内容	新たに追加したい業務
石狩	平成17年度～	敬老優待乗車証の交付委託	指定ごみ袋の交付(来年度から)
石狩	平成15年4月1日	次の交付請求の受付及び引き渡しに関する事務、戸籍謄本等、除籍謄本等、納税証明書、登録原票の写し等、住民票の写し等、戸籍の附票の写し、印鑑登録証明書	
渡島	平成14年10月	戸籍の謄抄本、納税証明書、住民票の写し、印鑑登録証明書	
後志	平成2年4月～	戸籍・住民票・印鑑証明などの交付請求の受付	
空知	平成17年4月～	1 戸籍謄抄本、戸籍記載事項証明書、除籍謄抄本、除籍記載事項証明書の交付の請求の受付及び引渡し 2 納税証明書の交付の請求の受付及び引渡し 3 外国人登録原票の写し、外国人登録原票記載事項証明書の交付の請求の受付及び引渡し 4 住民票の写し、住民票記載事項証明書の交付の請求の受付及び引渡し 5 戸籍の附票の写しの交付の請求及び引渡し 6 印鑑証明書の交付の請求の受付及び引渡し	1 身分証明書、所得証明書、課税(非課税)証明書、固定資産評価証明書、軽自動車納税証明書の交付の請求の受付及び引渡し事務 2 軽自動車標識交付の申請及び標識返納の受付事務 3 印鑑登録の受付事務 4 乳幼児医療費等の助成申請書の受付事務 5 公金の徴収・収納事務
空知	①平成16年4月～ ②平成16年12月～	①戸籍謄本、戸籍抄本、除籍謄本、除籍抄本、住民票の写し、戸籍の附票の写し及び印鑑登録証明書の交付の請求の受け付け並びに引渡し ②指定ごみ袋の販売	税、保険料、使用料等の徴収
空知	平成14年8月～	住民票の写し、印鑑登録証明書及び戸(除)籍謄本、抄本の発行・引き渡し	
空知	平成20年4月1日～平成21年3月31日まで。ただし、特別の事情がない場合は、1年間延長するものとし、以後同様とする。	戸籍謄本、戸籍抄本、戸籍記載事項証明書、除籍謄本、除籍抄本、除籍記載事項証明書、住民票の写し、住民票記載事項証明書、戸籍の附票の写し、印鑑登録証明書の交付の請求の受付及び引渡しに関する業務	
上川	平成18年5月より、郵便局のワンストップサービスを利用。	高齢者バス料金助成乗車証の交付委託業務 ※カード交付及び利用者負担金の収納	
留萌	(1)H14. 2 (2)H20. 6	(1)高齢者等への立寄り、声掛け。こども110番。道路の損壊や廃棄物等の不法投棄に関する情報提供(H14. 2) (2)災害発生時における協力協定(H20. 6)	
宗谷	平成15年12月12日～	スキー場リフト券の販売委託契約	
網走	平成18年4月～	次の交付請求の受付及び引き渡しに関する事務、①戸籍謄本等、②納税証明書、③住民票の写し、④戸籍の附票の写し、⑤印鑑登録証明書	・住民票の異動届の受理
胆振	平成16年6月1日(合併前の旧○×町から実施) 平成19年7月2日(合併後、旧△◇町区域に実施)	住民票、印鑑証明、戸籍証明事務、納税証明	
胆振	平成20年5月12日～	住民票の写し及び印鑑登録証明書の交付の請求の受付及び引渡し	左記記載の業務に係る証明書の作成業務

支庁	実施開始日	実施している事業の内容	新たに追加したい業務
胆振	平成15年10月10日	証明書の交付業務 ・住民票、戸籍謄本(抄本)、印鑑証明 ・税に関する証明書	町指定の有料ゴミ袋販売の委託業務
胆振	平成15年4月1日 (一部の郵便局は平成20年3月末 で中止。利用実績少なかったた め)	戸籍謄抄本、印鑑証明書、住民票等の写しの請求受理 及び交付の取り次ぎ	
日高	平成5年12月1日から	住民票の申請事務(交付事務を含まない)	・ごみ袋の販売(販売店のない集落のみ): 協議しているが回答なし。 ・納税証明書の交付
日高	平成18年9月1日	印鑑登録証明書、住民票の写し、 戸籍全部事項及び個人事項証明(戸籍謄抄本)	
十勝	平成14年2月～	70歳以上世帯の高齢者の安否確認	
十勝	平成14年2月から	高齢者の生活状況確認	
釧路	平成16年7月1日	①戸籍の謄本・抄本、②住民票の写し、③印鑑登録証 明書の請求の受付及び請求に係る引渡し	①除籍謄本・抄本(改製原戸籍含む)及び 戸籍記載事項証明書、②戸籍の附票の写し、 ③住民票記載事項証明書、④身分証明 書の請求の受付及び請求に係る引渡し
釧路	平成17年4月1日	戸籍抄本、謄本、納税証明書、録原票の写し、戸籍の 付票の写し、印鑑登録証明書など	
根室	平成20年7月1日	証明書交付事務(印鑑登録証明書、住民票の写し、戸 籍抄本、所得・課税証明書、納税証明書)	

2 過去に「地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律」に基づく郵便局での事務取扱を実施したが現在は行っていない(3市町村)

支庁	実施期間	実施していた事業の内容	取りやめた理由
後志	H15年4月から実施。現在休止中	ゴミ袋販売業務 高齢者世帯の安否確認	領収書発行の問題発生
空知	平成14年～16年3月	外務職員による高齢者等への生活状況確認業務	地方公共団体事務取扱手続から無償契約 が削除され、郵便局長の無償契約の締結 権限がなくなり、契約更新できなくなった。
上川	平成14年5月31日～16年7月31日	不法投棄に関する情報提供、高齢者等の生活状況確認	郵便局からの申し出

3 「地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律」に基づく郵便局での事務取扱いを行う予定がある(5市町村)

支庁	開始予定時期	実施予定の業務内容
檜山	未定(住民の合意形成必要)	証明書交付事務、公金受領納付など
後志	未定	地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第2条で規定する各 業務
上川	未定	独居老人の安否確認
留萌	平成21年	証明書交付事務
釧路	未定	住民票の交付、各証明書の交付等の窓口業務の一部

4 法律で他の業務が追加されれば「地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律」に基づく郵便局での事務取扱を行ってみたい(19市町村)

支庁	行ってみたい業務内容
渡島	各種戸籍届出書の受理 住民票に係る各種届出の受理 国民健康保険証に関する各届出書の受理など
渡島	行政全般の事務ができるようになったら検討したい
後志	現時点で具体的な業務無し
後志	現行法内(郵便局による証明書交付事務など)でも、事務の合理化が期待できる業務もあるので、今後において要検討
空知	郵便局で出来る業務が決まった中で、できるものがあつたら行ってみたい
空知	新たに特定の業務が追加されれば行いたいというわけではないが、今後、検討してみたい。
空知	現行法の他、旅券法に規定するパスポート事務
上川	給付等の申請受付業務
上川	行うことができる業務にもよるが、住民の利便が向上するのであれば、実施にむけて検討したい。
留萌	支所を廃止するとき、支所の事務の補完がある程度必要となるため、町税及び税外収入の窓口徴収業務が必要となる
留萌	支所が行っている町村窓口業務や出納業務全般等
宗谷	当町としても、住民サービス向上を第一優先とするが、財源の措置等の関係によっても大きく左右することから、今後の法改正等に合わせ費用対効果等について充分検討し、実施していきたいと考える。
胆振	窓口業務以外で、外務職員のノウハウを利用した住民サービス(独居老人宅の訪問など、特に福祉面)については魅力があり、検討を行いたい。
胆振	高齢者世帯の安否確認、廃棄物等の不法投棄情報、不審者防犯パトロール
十勝	役場庁舎、支所と郵便局の場所にもよるが、地域住民にとって利便性が向上する事務があれば検討したい。
十勝	独居老人の安否確認業務、移住促進のための空き家、空き地情報収集業務
釧路	将来的に支所の廃止が検討されているので、もし廃止になった場合、その支所業務をどうするか、郵便局の取扱いも含め検討したい。
釧路	・税及び税外収納 ・保険料の収納 ・国保関係業務 ・生活保護費の支払いなど、出張所でできる業務全般
根室	証明書交付事務、ごみ袋の販売及び公営施設の利用申込み等の外に各種申請書の受付けの代行(行政への取次ぎ)などが追加されればと考えます。しかし、現実的には証明書交付業務にしても戸籍法等の改正により窓口における本人確認の手続きに前にもまして厳格さを求められていますし、また、支所・出張所業務を求めたい地区の郵便局自体が合理化、民営化によって人員が削減されている状況にあり、果たして本当に受け皿に成り得るのか疑問視されます。

■地方自治法（昭和二十二年四月十七日法律第六十七号）

第一百五十五条 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、条例で、必要な地に、都道府県にあつては支庁（道にあつては支庁出張所を含む。以下これに同じ。）及び地方事務所、市町村にあつては支所又は出張所を設けることができる。

- 2 支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置、名称及び所管区域は、条例でこれを定めなければならない。
- 3 第四条第二項の規定は、前項の支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置及び所管区域にこれを準用する。

第一百七十五条 都道府県の支庁若しくは地方事務所又は市町村の支所の長は、当該普通地方公共団体の長の補助機関である職員をもつて充てる。

- 2 前項に規定する機関の長は、普通地方公共団体の長の定めるところにより、上司の指揮を受け、その主管の事務を掌理し部下の職員を指揮監督する。

■郵便局株式会社法（平成十七年十月二十一日法律第百号）

（業務の範囲）

第四条 会社は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を営むものとする。

- 一 郵便事業株式会社の委託を受けて行う郵便窓口業務
 - 二 郵便事業株式会社の委託を受けて行う印紙の売りさばき
 - 三 前二号に掲げる業務に附帯する業務
- 2 会社は、前項に規定する業務を営むほか、その目的を達成するため、次に掲げる業務を営むことができる。
- 一 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成十三年法律第百二十号）第三条第五項に規定する事務取扱郵便局において行う同条第一項第一号に規定する郵便局取扱事務に係る業務
 - 二 前号に掲げるもののほか、銀行業及び生命保険業の代理業務その他の郵便局を活用して行う地域住民の利便の増進に資する業務
 - 三 前二号に掲げる業務に附帯する業務
- 3 会社は、前二項に規定する業務のほか、前二項に規定する業務の遂行に支障のない範囲内で、前二項に規定する業務以外の業務を営むことができる。
- 4 会社は、第二項第二号に掲げる業務及びこれに附帯する業務並びに前項に規定する業務を営もうとするときは、あらかじめ、総務省令で定める事項を総務大臣に届け出なければならない。

■地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律 （平成十三年十一月十六日法律第百二十号）

（郵便局における事務の取扱い）

第二条 地方公共団体は、次に掲げる当該地方公共団体の事務を、当該地方公共団体において取り扱うほか、次条第一項の規定により当該地方公共団体が指定した郵便局において取り扱わせることができる。

- 一 戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第十条第一項の規定に基づく同

- 項の戸籍の謄本若しくは抄本若しくは戸籍に記載した事項に関する証明書若しくは同法第二百十条第一項の磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面（以下この号において「戸籍謄本等」という。）の交付（当該戸籍に記載され、又は記録されている者に対するものに限る。）又は同法第十二条の二において準用する同法第十条第一項の規定に基づく同法第十二条の二の除かれた戸籍の謄本若しくは抄本若しくは除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書若しくは同法第二百十条第一項の磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面（以下この号において「除籍謄本等」という。）の交付（当該除かれた戸籍に記載され、又は記録されている者に対するものに限る。）の請求の受付及び当該請求に係る戸籍謄本等又は除籍謄本等の引渡し
- 二 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二十条の十の規定に基づく同条の証明書（以下この号において「納税証明書」という。）の交付の請求の受付及び当該請求に係る納税証明書の引渡し
- 三 外国人登録法（昭和二十七年法律第二百五号）第四条の三第二項の規定に基づく同項の登録原票の写し又は登録原票記載事項証明書（以下この号において「登録原票の写し等」という。）の交付の請求の受付及び当該請求に係る登録原票の写し等の引渡し
- 四 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第十二条第一項の規定に基づく同項の住民票の写し又は住民票記載事項証明書（以下この号において「住民票の写し等」という。）の交付の請求の受付及び当該請求に係る住民票の写し等の引渡し
- 五 住民基本台帳法第二十条第一項の規定に基づく同項の戸籍の附票の写し（以下この号において「戸籍の附票の写し」という。）の交付（当該戸籍の附票に記載されている者に対するものに限る。）の請求の受付及び当該請求に係る戸籍の附票の写しの引渡し
- 六 市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、市長又は区長とする。）が作成する印鑑に関する証明書（以下この号において「印鑑登録証明書」という。）の交付（当該印鑑登録証明書に記載されている者に対するものに限る。）の請求の受付及び当該請求に係る印鑑登録証明書の引渡し

（郵便局の指定等）

- 第三条 地方公共団体は、前条各号に掲げる事務を郵便局において取り扱わせようとするときは、次に掲げる基準に適合する郵便局を指定するものとする。
- 一 その人的構成に照らして、前条各号に掲げる事務のうち郵便局において取り扱う事務（以下「郵便局取扱事務」という。）を適正かつ確実に実施することができる知識及び能力を有していること。
- 二 郵便局取扱事務を適正かつ確実に実施するために必要な施設及び設備として総務省令で定める施設及び設備を備えていること。
- 三 個人情報の適正な取扱いを確保するための措置その他郵便局取扱事務を適正かつ確実に実施するために必要な措置として総務省令で定める措置が講じられていること。
- 四 その他総務省令で定める基準に適合するものであること。
- 2 地方公共団体は、前項の規定により郵便局を指定しようとするときは、当該郵便局の名称、当該郵便局の郵便局取扱事務及び当該郵便局取扱事務を取り扱う期間を明らかにして、あらかじめ、郵便局株式会社に協議しなければならない。
- 3 地方公共団体は、前項の規定による協議が調い、第一項の規定により郵便局を指定しようとするときは、あらかじめ、当該地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

- 4 地方公共団体は、第一項の規定により郵便局を指定したときは、その旨、当該郵便局の名称、当該郵便局の郵便局取扱事務及び当該郵便局取扱事務を取り扱う期間を告示しなければならない。
- 5 地方公共団体は、郵便局株式会社との協議により、第一項の規定により指定した郵便局（以下「事務取扱郵便局」という。）の郵便局取扱事務若しくは郵便局取扱事務を取り扱う期間を変更し、又は同項の規定による指定を取り消すことができる。この場合においては、前二項の規定を準用する。

（秘密保持義務等）

第六条 事務取扱郵便局の職員又はこれらの職にあった者は、郵便局取扱事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

- 2 郵便局取扱事務に従事する事務取扱郵便局の職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（罰則）

第八条 第六条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

過疎地等における病院と診療所の連携に係る特例措置<新旧対照表>

区分	現行	権限移譲等後
イメージ図	<p>【医師の配置標準数】</p> <p>○ 医師配置標準数の算定式（医療法施行規則 § 19）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>(精神病床及び療養病床の入院患者数) × 1 / 3</p> <p>+ (精神病床及び療養病床以外の入院患者数)</p> <p>+ (外来患者数) × 1 / 2.5 = A</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>① Aが52まで 医師 3人</p> <p>② Aが52を超える場合 医師 (A-52) × 1 / 16 + 3 人</p> </div>	<p>【過疎地等における病院と診療所の連携に係る特例措置】</p> <p>○ 医師配置標準数の算定式（医療法施行規則 § 19）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>(精神病床及び療養病床の入院患者数) × 1 / 3</p> <p>+ (開放病床の入院患者数) × 1 / 2</p> <p>+ (精神病床、療養病床及び開放病床以外の入院患者数)</p> <p>+ (外来患者数) × 1 / 2.5 = A</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>① Aが52まで 医師 3人</p> <p>② Aが52を超える場合 医師 (A-52) × 1 / 16 + 3 人</p> </div> <p>開放病床は、病院と診療所が連携し、それぞれが機能分担を図りながら、地域における患者の安心確保や医療の充実に向けて取り組まれているものであり、過疎地等においては医師不足などにより地域医療を取り巻く環境が厳しさを増していることから、こうした地域における取組を支援するものである。</p> <p>※ 「開放病床」とは、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）で定める開放型病院における病床のこと。</p> <p>※ 「過疎地等」とは次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 離島振興法第2条第1項に基づき指定された離島振興対策実施地域 ・ 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置に関する法律第2条第1項に規定する辺地 ・ 山村振興法第7条第1項に基づいて指定された振興山村 ・ 過疎地域自立促進特別措置法第2条第1項に基づいて公示された過疎地域
法令制度	<p>○ 医療法施行規則 § 19 ① において、医療法 § 21 ① の規定による病院に置くべき医師の標準数の算定方法が定められている。</p>	<p>【特区提案】</p> <p>○ 医療法施行規則 § 19 ① に規定する「精神病床及び療養病床に係る病室以外の病室の入院患者の数」については、「特定広域団体の過疎地等に所在する開放型病院においては、精神病床、療養病床及び開放病床に係る病室以外の病室の入院患者の数を加えた数とする」旨の病室の入院患者の数を二をもって除いた数を加えた数とする」旨の条文を追加する。</p>

■診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）

B002 開放型病院共同指導料(Ⅰ) 350点

注1 診察に基づき紹介された患者が、別に厚生労働大臣が定める開放利用に係る施設基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た保険医療機関(以下この表において「開放型病院」という。)に入院中である場合において、当該開放型病院に赴いて、当該患者に対して療養上必要な指導を共同して行った場合に、患者1人1日につき1回算定する。

2 区分番号A000に掲げる初診料、区分番号A001に掲げる再診料、区分番号A002に掲げる外来診療料、区分番号C000に掲げる往診料又は区分番号C001に掲げる在宅患者訪問診療料は別に算定できない。

B003 開放型病院共同指導料(Ⅱ) 220点

注 診察に基づき紹介された患者が開放型病院に入院中である場合において、当該開放型病院において、当該患者を診察した保険医療機関の医師と共同して療養上必要な指導を行った場合に、患者1人1日につき1回算定する。

■診療報酬の算定方法の制定等に伴う実施上の留意事項について

(平成20年3月5日保医発第0305001号 厚生労働省保険局医療課長)

B002 開放型病院共同指導料(Ⅰ)、B003 開放型病院共同指導料(Ⅱ)

- (1) 開放型病院共同指導料(Ⅰ)は、開放型病院に自己の診察した患者を入院させた保険医が、開放型病院に赴き、開放型病院の保険医と共同で診療、指導等を行った場合に1人の患者に1日につき1回算定できるものであり、その算定は当該患者を入院させた保険医が属する保険医療機関において行う。
- (2) 開放型病院共同指導料(Ⅰ)を算定した場合は、区分番号「A000」初診料、区分番号「A001」再診料、区分番号「A002」外来診療料、区分番号「C000」往診料及び区分番号「C001」在宅患者訪問診療料等は算定できない。
- (3) 診療所による紹介に基づき開放型病院に入院している患者に対して、当該診療所の保険医が開放型病院に赴き診療、指導等を行った場合において、その患者について、区分番号「B009」診療情報提供料(Ⅰ)が既に算定されている場合であっても、開放型病院共同指導料(Ⅰ)を算定できる。
- (4) 開放型病院共同指導料(Ⅰ)を算定する場合、当該患者を入院させた保険医の診療録には、開放型病院において患者の指導等を行った事実を記載し、開放型病院の診療録には当該患者を入院させた保険医の指導等が行われた旨を記載する。
- (5) 開放型病院共同指導料(Ⅱ)は、当該患者を入院させた保険医の属する保険医療機関が開放型病院共同指導料(Ⅰ)を算定した場合に、開放型病院において算定する。

■特掲診療料の施設基準等(平成二十年厚生労働省告示第六十三号)

第二 施設基準の通則

- 一 地方社会保険事務局長に対して当該届出を行う前六月間において当該届出に係る事項に関し、不正又は不当な届出(法令の規定に基づくものに限る。)を行ったことがないこと。

(略)

第三 医学管理等

四の二 開放型病院共同指導料(1)の施設基準

- (1) 病院であること。
(2) 当該病院が当該地域の存する地域のすべての医師又は歯科医師の利用のために開放されていること。
(3) (2)の目的のための専用の病床が適切に備えられていること。

■特掲診療料の施設基準及びその届出に関する手続きの取扱いについて

(平成20年3月5日保医発第0305003号 厚生労働省保険局医療課長)

別添1

第8 開放型病院共同指導料

1 開放型病院共同指導料に関する施設基準

- (1) 当該病院の施設・設備の開放について、開放利用に関わる地域の医師会等との合意(契約等)があり、かつ、病院の運営規定等にこれが明示されていること。
(2) 次のア又はイのいずれかに該当していること。

ア 当該2次医療圏の当該病院の開設者と直接関係のない(雇用関係のない)20以上の診療所の医師若しくは歯科医師が登録しているか、又は当該地域の医師若しくは歯科医師の5割以上が登録していること。

イ 当該2次医療圏の一つの診療科を主として標榜する、当該病院の開設者と関係のない(雇用関係のない)10以上の診療所の医師若しくは歯科医師が登録していること、又は当該地域の当該診療科の医師若しくは歯科医師の5割以上が登録していること。この場合には、当該診療科の医師が常時勤務していること。(なお、医師が24時間、365日勤務することが必要であり、医師の宅直は認めない。)

(3) 開放病床は概ね5床以上あること。

(4) 次の項目に関する届出前30日間の実績を有すること。

ア 実績期間中に当該病院の開設者と直接関係のない複数の診療所の医師又は歯科医師が、開放病床を利用した実績がある。

イ これらの医師又は歯科医師が当該病院の医師と共同指導を行った実績がある。

ウ 次の計算式により計算した実績期間中の開放病床の利用率が2割以上である。ただし、地域医療支援病院においてはこの限りではない。

$$\text{開放病床利用率} = \frac{\text{(30日間の開放型病院に入院した患者の診療を担当している診療所の保険医の紹介による延べ入院患者数)}}{\text{(開放病床} \times \text{30日間)}}$$

(5) 地域医療支援病院にあつては、上記(2)から(5)までを満たしているものとして取り扱う。

奈井江町における 病診連携の取り組み

～病診連携開放型共同利用病院～



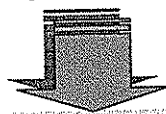
病診連携の取り組み

【平成元年】

- 町立病院老朽化に伴う「地域医療懇話会」の設置
新しい地域医療のあり方を目指し、地元医歯会との一体的なシステム
づくり構築に向け協議

【平成6年】

- 町立国保病院の全面改築にあわせてオープンシステム（病診連携開
放型共同利用病院）の導入



安心して医療を受けられるシステム
かかりつけ医制度の確立

《平成19年度 実施状況》

病診連携運営状況

1. 開放型病床利用状況

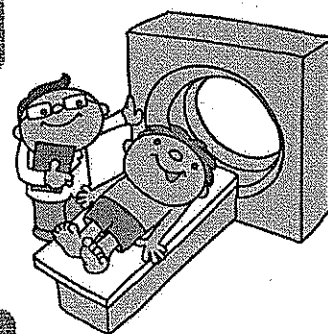
- 地元開業医名と町立国保病院医師(常勤医師:内科医2名、整形外科医1名)との連携による事業運営
- 開業医師が主治医、病院医師が副主治医

病院開放型病床12床利用状況

延べ利用患者数	1日平均患者数
2,735人	7.4人

2. 高度医療機器共同利用状況

医療機器名	延べ利用件数
CTスキャン	51件



3. 病院検査施設共同利用状況

項目	生化学	血液学	免疫学	肝炎ウイルス	腫瘍マーカー	尿	微生物	病理	その他	合計
件数	5,340	4,567	881	18	116	201	27	28	11	11,189

《検体の収集》

臨床検査技師が毎日午前、午後の2回収集

「厚生労働大臣の定める入院患者数の基準及び医師等の員数の基準並びに入院基本料の算定方法について」（平成18年3月23日保医発第0323003号）の一部改正について

第2 医師又は歯科医師の員数の基準及び入院基本料の算定方法

1 離島等所在保険医療機関以外の場合

2に該当する保険医療機関以外の保険医療機関であって、別紙2に規定する基準に該当するものについては、医科点数表又は歯科点数表に規定する入院基本料の所定点数に、別紙2の各欄に規定する数を乗じて得た点数とする。

2 離島等所在保険医療機関の場合

次に掲げる地域を含む市町村に所在する保険医療機関(以下「離島等所在保険医療機関」という。)であって、別紙2に規定する基準に該当するものについては、医科点数表又は歯科点数表に規定する入院基本料の所定点数に、別紙2の各欄に規定する数を乗じて得た点数とする。

- ア 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項に基づいて指定された離島振興対策実施地域
- イ 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第2条第1項に規定する辺地
- ウ 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項に基づいて指定された振興山村
- エ 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に基づいて公示された過疎地域

別紙2

1 医療法標準による医師等の員数の基準と入院基本料（第3の3により届出された入院基本料及び特別入院基本料を含む。）の算定方法

	医師又は歯科医師の員数の基準	
	70/100以下	50/100以下
離島等所在保険医療機関以外の場合	90/100	85/100
離島等所在保険医療機関の場合	98/100	97/100

2 1に関する計算方法

- (1) 医師の基準の分母は、医療法第21条第1項第1号又は第22条の2第1号の規定により有しなくてはならない厚生労働省令に定める医師の員数とする。
- (2) 歯科医師の基準の分母は、医療法第21条第1項第1号又は第22条の2第1号の規定により有しなくてはならない厚生労働省令に定める歯科医師の員数とする。
- (3) 第1の2の措置を受けている保険医療機関にあつては、医療法による(1)及び(2)の員数の計算の基礎となる通常の平均入院患者数に代えて、当該数に80/100を乗じて得た数をもって医師等の員数を計算して得られた数とする。
- (4) (1)から(3)について分子となる医師又は歯科医師の現員の計算方法は、医療法の例による。

■医療法（昭和二十三年七月三十日法律第二百五号）

第二十一条 病院は、厚生労働省令の定めるところにより、次に掲げる人員及び施設を有し、かつ、記録を備えて置かなければならない。

- 一 当該病院の有する病床の種別に応じ、厚生労働省令で定める員数の医師、歯科医師、看護師その他の従業者
(略)

第二十三条の二 都道府県知事は、病院又は療養病床を有する診療所について、その人員の配置が、第二十一条第一項（第一号に係る部分に限る。）又は第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定に基づく厚生労働省令で定める基準に照らして著しく不十分であり、かつ、適正な医療の提供に著しい支障が生ずる場合として厚生労働省令で定める場合に該当するときは、その開設者に対し、期限を定めて、その人員の増員を命じ、又は期間を定めて、その業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

■医療法施行規則（昭和二十三年十一月五日厚生省令第五十号）

第十九条 法第二十一条第一項第一号の規定による病院に置くべき医師、歯科医師、看護師その他の従業者の員数の標準は、次のとおりとする。

- 一 医師 精神病床及び療養病床に係る病室の入院患者の数を三をもつて除した数と、精神病床及び療養病床に係る病室以外の病室の入院患者（歯科、矯正歯科、小児歯科及び歯科口腔外科の入院患者を除く。）の数と外来患者（歯科、矯正歯科、小児歯科及び歯科口腔外科の外来患者を除く。）の数を二・五（耳鼻いんこう科又は眼科については、五）をもつて除した数との和（以下この号において「特定数」という。）が五十二までは三とし、特定数が五十二を超える場合には当該特定数から五十二を減じた数を十六で除した数に三を加えた数
(略)

第二十二条の四の二 法第二十三条の二に規定する適正な医療の提供に著しい支障が生ずる場合として厚生労働省令で定める場合は、医師、歯科医師、看護師その他の従業者の員数が第十九条又は第二十一条の二に規定する員数の標準の二分の一以下である状態が二年を超えて継続している場合であつて、都道府県医療審議会が法第二十三条の二の規定により都道府県知事が措置を採ることが適当であると認める場合とする。

健康食品に関する北海道独自の表示基準の創設<新旧対照表>

区分	現行	権限移譲等後																																				
イメージ図	<p>【食品の機能性の表示の根拠】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> <th>容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保健機能食品</td> <td>食品の機能性（食品が健康へ与える働き）の表示が可能</td> <td></td> </tr> <tr> <td>特定保健用食品</td> <td>厚生労働大臣の個別許可（健康増進法 § 26）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>栄養機能食品</td> <td>国が定めた18種類の栄養成分について、規格基準に基づき自己認証（健康増進法 § 31）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>機能性表示不可能</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>表示不可</td> <td>食品の機能性の表示はできない</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	容	保健機能食品	食品の機能性（食品が健康へ与える働き）の表示が可能		特定保健用食品	厚生労働大臣の個別許可（健康増進法 § 26）		栄養機能食品	国が定めた18種類の栄養成分について、規格基準に基づき自己認証（健康増進法 § 31）		機能性表示不可能			表示不可	食品の機能性の表示はできない		<p>【食品の機能性及び機能性に係る有用性情報の表示の根拠】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> <th>容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保健機能食品</td> <td></td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td>特定保健用食品</td> <td></td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td>栄養機能食品</td> <td></td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td>北海道表示許可食品</td> <td>食品の機能性に関する有用性情報の表示</td> <td></td> </tr> <tr> <td>表示不可</td> <td>北海道知事の個別許可</td> <td>同左</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	容	保健機能食品		同左	特定保健用食品		同左	栄養機能食品		同左	北海道表示許可食品	食品の機能性に関する有用性情報の表示		表示不可	北海道知事の個別許可	同左
区分	内容	容																																				
保健機能食品	食品の機能性（食品が健康へ与える働き）の表示が可能																																					
特定保健用食品	厚生労働大臣の個別許可（健康増進法 § 26）																																					
栄養機能食品	国が定めた18種類の栄養成分について、規格基準に基づき自己認証（健康増進法 § 31）																																					
機能性表示不可能																																						
表示不可	食品の機能性の表示はできない																																					
区分	内容	容																																				
保健機能食品		同左																																				
特定保健用食品		同左																																				
栄養機能食品		同左																																				
北海道表示許可食品	食品の機能性に関する有用性情報の表示																																					
表示不可	北海道知事の個別許可	同左																																				
法令制度	<ul style="list-style-type: none"> ○ 健康増進法第26条第1項 販売に供する食品につき、乳児用、幼児用、妊産婦用、病者用その他厚生労働省令で定める特別の用途に適用する旨の表示をしようとする者は、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。 ○ 健康増進法施行規則第11条 法第26条第1項の厚生労働省令で定める特別の用途は、次のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> 一 授乳婦用 二 高齢者用 三 特定の保健の用途 ○ 食品衛生法施行規則第21条第1項第4号 特定保健用食品及び栄養機能食品以外の食品にあつては保健機能食品と紛らわしい名称、栄養成分の機能及び特定の保健の目的が期待できる旨の表示を、栄養機能食品であつて特定保健用食品でない食品にあつては特定の保健の目的が期待できる旨の表示をしてはならないこと。 	<p>【特区提案】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 健康増進法第26条に次の条文を追加 <ul style="list-style-type: none"> 6 第一項のほか、特定広域団体における独自の情報を表示しようとする者は、当該特定広域団体の知事の店頭における表示の許可を受けなければならない。 7 前項で定める知事の店頭における表示の許可基準については、特定広域団体の条例により定めることとする。 ○ 健康増進法施行規則第11条に次の条文を追加 <ul style="list-style-type: none"> 2 法第26条第6項の特定広域団体における独自の情報は、食品の機能性に関する有用性情報とする。 ○ 食品衛生法施行規則第21条第1項第4号に次の条文を追加 <ul style="list-style-type: none"> ただし、特定広域団体における独自の情報を許可された食品にあつては、この限りではない。 																																				

健康食品に関する北海道独自の表示基準の創設＜対比＞

	北海道許可表示食品	
区分	特定保健用食品	販売店の店頭
定義	<p>身体の生理学的機能や生物学的活動に影響を与える保健機能成分を含み、食生活において特定の保健の目的を達成するもの表示をする食品で、厚生労働大臣の許可を受けた食品。</p>	<p>特定保健用食品の許可に必要なとされる臨床試験のデータ数には満たないもの、大学との共同研究において科学的根拠が認められた機能性に関する情報について、北海道知事により店頭での表示の許可を受けた食品。</p>
表示例	<ul style="list-style-type: none"> ・本品は食物繊維（難消化性デキストリン）の働きにより、糖の吸収をおだやかにするので、食後の血糖値が気になる方の食生活の改善に役立ちます。 ・多量に摂取することにより、疾病が治癒するものではありません。 ・血糖値に異常を指摘された方や、現に糖尿病の治療を受けておられる方は、医師にご相談の上ご使用ください。 ・飲みすぎ、あるいは体質・体調により、おなかがゆるくなることがあります。 ・本品は血糖値が気になる方の食生活の改善のための食品としてご使用ください。 ・食生活は、主食、主菜、副菜を基本に、食事のバランスを。（S社が許可を得た商品の例による。） 	<p>(ポツゴメの表示例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本品は、厚生労働大臣が許可した特定保健用食品ではありませんが、〇〇大学との共同研究の結果、血糖値上昇の抑制を助けた点で、全ての方に効果が期待できるわけではありません。 ・本品は、〇〇大が許可した特定保健用食品ではありませんが、〇〇大との共同研究の結果、整腸作用を助ける働きがある点で、全ての方に効果が期待できるわけではありません。 ・本品は、厚生労働大臣が許可した特定保健用食品ではありませんが、〇〇大との共同研究の結果、肌の老化防止を助ける働きがある点で、全ての方に効果が期待できるわけではありません。 ・本品は、〇〇大が許可した特定保健用食品ではありませんが、〇〇大との共同研究の結果、免疫向上を助ける働きがある点で、全ての方に効果が期待できるわけではありません。
表示方法	各食品の包装又は食品に添付する文書	販売店の店頭

健康食品に関する北海道独自の表示基準の創設について

1 安全性確保に係る審査体制とその基準

区分	特定保健用食品(国)	第三者認証制度(国)	北海道独自表示(道)
審査体制	<p>(安全性)</p> <p>食品安全委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医学、獣医学、薬学、経済学、農学の学識経験者で構成 <p>(有用性)</p> <p>薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会新開発食品調査会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医学、栄養学、食品衛生学、薬学の学識経験者で構成 	<p>(安全性)</p> <p>認証協議会(国が設置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学識経験者、消費者、製造業者、認証機関で構成 ・21.6認証業務開始予定 	<p>(安全性)</p> <p>左記の第三者認証制度を活用</p> <p>(有用性)</p> <p>新開発食品審査機関(仮称)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医学、栄養学、食品衛生学、薬学や道外の学識経験者等で構成 ・北海道独自の第三者認証機関の設置も視野
審査基準	<ul style="list-style-type: none"> ・健康の維持増進に期待できるもの ・エビデンスが認められるもの ・適切な摂取量が設定できるもの ・日常的に食されているもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・原材料の安全性確保(文献検索実施食経験不足時は毒性試験を実施) ・製造工程管理(GMP)による安全性確保(全工程の製造・品質管理) ・審査対象は、特保以外の健康食品 	<ul style="list-style-type: none"> ・国が準備している「第三者認証制度」で認証されたもの ・食経験があり、道内が主産地である農水産物 ・倫理委員会を経たヒト介入試験で有用性が確認されたもの ・注意喚起を含めた表示等の遵守が可能な者 ・その他必要と認めたもの

2 有用性情報表示等にかかる庁内関係課

北海道独自表示における安全性については、国の「第三者認証制度」や製造事業者責任（食品衛生法第3条第1項）において担保されることとなり、基本的に北海道（経済部）は有用性情報について責任を負う。

また、北海道独自表示にかかる監視・指導に当たっては、本庁や保健所など関係機関が連携し行う。

なお、健康被害が発生した場合は、厚生労働省医薬食品局長通知「健康食品・無承認無許可医薬品健康被害防止対応要領」により、関係機関が連携した緊急な対応を講じる。

《 新 所 管 業 務 》

経 済 部

北海道が新開発食品審査機関（仮称）等の審査を経て有用性情報の表示を許可したものに関しては、不適切な表示等が判明した場合、関係する企業や業界への指導及び表示許可取り消し等を含め許可権者として対応する。

《 その他表示に関する法律 》

保健福祉部

健康増進法（厚生労働省）… 保健所による誇大広告の監視・指導
（健康の保持増進効果について事実と相違する表示や誤認させる表示の禁止）

食品衛生法（厚生労働省）… 保健所による表示項目の監視・指導
（食品衛生監視員による表示義務項目の監視等により飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止）

薬 事 法（厚生労働省）… 保健所による医薬品的表示の監視・指導

環境生活部

景品表示法（公正取引委員会）… 商品の不当な表示の監視・指導
（品質について、実際よりも著しく優良または有利であると消費者に誤認させる表示を禁止）

J A S 法（農林水産省）… 食品の適正な表示の監視・指導
（原材料や原産地など品質に関する適正な表示を監視）

特定商取引法（経済産業省）… 訪問・通信販売等において不公正な取引がある場合の指導・処分
（商品の性能や品質等についての不実告知の禁止）

健康食品の利用に関する3万人調査結果(H 18.7)

実施者：(株)三菱総合研究所とNTTレゾナント(株)

『調査概要』

- 1 調査方法：公開型インターネット
- 2 調査対象：30,000人
- 3 有効回答：28,818人(約96%)
- 4 属性：性別 男47%、女53%
年齢 10代：2%、20代：21%、30代：39%、40代：25%、
50代以上：13%
- 5 利用状況：第1位：ほとんど毎日利用(30%)
第2位：必要なときに利用(24%)
第3位：以前は利用、今はなし(13%)
第4位：週に2～3回利用(12%)
- 6 利用目的：第1位：日常的な健康の保持増進(58%)
第2位：特定の栄養成分の補給(40%)
- 7 情報源：第1位：テレビを見て(28%)
第2位：インターネットを見て(26%)
第3位：家族・親類に勧められて(24%)
- 8 不具合・不満：第1位：経験したことない(56%)
第2位：期待した効果なし(40%)

○ 消費者の多く(80%)の方が「健康食品」の利用経験があり「健康食品」が広く浸透している実態にあるが、その購入時の情報源は、玉石混淆のマスメディア情報や家族等に勧められての購入となっており、狭いカテゴリーにあるトクホ製品以外の有用性情報がない中で、暗中模索状態での選択となっている。

○ また、利用者の半数以上が、不具合・不満等の経験なしとなっているものの、反面、約4割の利用者が「期待していた効果が得られなかった」等との意見もあることから、正確な有用性情報を提供することにより、利用者が納得して製品を選択出来るようになる。

なお、北海道独自の表示については、消費者に十分周知するよう各種セミナーや展示会、関係機関のホームページや市町村の広報誌、店頭での説明等を通じて普及を図る。

健康増進法（平成十四年八月二日法律第百三号）

（特別用途表示の許可）

第二十六条 販売に供する食品につき、乳児用、幼児用、妊産婦用、病者用その他厚生労働省令で定める特別の用途に適する旨の表示（以下「特別用途表示」という。）をしようとする者は、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

- 2 前項の許可を受けようとする者は、製品見本を添え、商品名、原材料の配合割合及び当該製品の製造方法、成分分析表、許可を受けようとする特別用途表示の内容その他厚生労働省令で定める事項を記載した申請書を、その営業所の所在地の都道府県知事を経由して厚生労働大臣に提出しなければならない。
- 3 厚生労働大臣は、研究所又は厚生労働大臣の登録を受けた法人（以下「登録試験機関」という。）に、第一項の許可を行うについて必要な試験（以下「許可試験」という。）を行わせるものとする。
- 4 第一項の許可を申請する者は、実費（許可試験に係る実費を除く。）を勘案して政令で定める額の手数料を国に、研究所の行う許可試験にあつては許可試験に係る実費を勘案して政令で定める額の手数料を研究所に、登録試験機関の行う許可試験にあつては当該登録試験機関が厚生労働大臣の認可を受けて定める額の手数料を当該登録試験機関に納めなければならない。
- 5 第一項の許可を受けて特別用途表示をする者は、当該許可に係る食品（以下「特別用途食品」という。）につき、厚生労働省令で定める事項を厚生労働省令で定めるところにより表示しなければならない。

（誇大表示の禁止）

第三十二条の二 何人も、食品として販売に供する物に関して広告その他の表示をするときは、健康の保持増進の効果その他厚生労働省令で定める事項（以下「健康保持増進効果等」という。）について、著しく事実に相違する表示をし、又は著しく人を誤認させるような表示をしてはならない。

健康増進法施行規則（平成十五年四月三十日厚生労働省令第八十六号）

（特別の用途）

第十一条 法第二十六条第一項の厚生労働省令で定める特別の用途は、次のとおりとする。

- 一 授乳婦用
- 二 高齢者用
- 三 特定の保健の用途

（特別用途食品の表示事項等）

第十四条 法第二十六条第五項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。ただし、厚生労働大臣の承認を受けた事項については、その記載を省略することができる。

- 一 商品名
- 二 定められた方法により保存した場合において品質が急速に劣化しやすい食品にあつては、消費期限（定められた方法により保存した場合において、腐敗、変敗その他の品質の劣化に伴い安全性を欠くことと

なるおそれがないと認められる期限を示す年月日をいう。)である旨の文字を冠したその年月日及びその他の食品にあっては、賞味期限(定められた方法により保存した場合において、期待されるすべての品質の保持が十分に可能であると認められる期限を示す年月日をいう。ただし、当該期限を超えた場合であっても、これらの品質が保持されていることがあるものとする。以下同じ。)である旨の文字を冠したその年月日(製造又は加工の日から賞味期限までの期間が三月を超える場合にあっては、賞味期限である旨の文字を冠したその年月)

三 保存の方法(常温で保存する旨の表示を除く。)

四 製造所所在地

五 製造者の氏名(法人にあっては、その名称)

六 別記様式第三号(特定保健用食品にあっては、別記様式第四号(許可の際、その摂取により特定の保健の目的が期待できる旨について条件付きの表示をすることとされたもの(以下「条件付き特定保健用食品」という。))にあっては、別記様式第四号の二))による許可証票

七 許可を受けた表示の内容

八 栄養成分量、熱量及び原材料の名称

九 特定保健用食品にあっては、特定保健用食品である旨(条件付き特定保健用食品にあっては、条件付き特定保健用食品である旨)、内容量、一日当たりの摂取目安量、摂取の方法、摂取をする上での注意事項及びバランスの取れた食生活の普及啓発を図る文言

十 特定保健用食品であって、保健の目的に資する栄養成分について国民の健康の維持増進等を図るために性別及び年齢階級の摂取量の基準が示されているもの(以下「基準食品」という)にあっては、一日当たりの摂取目安量に含まれる当該栄養成分の、当該基準における摂取量を性及び年齢階級(六歳以上に限る。)ごとの人口により加重平均した値に対する割合

十一 摂取、調理又は保存の方法に関し、特に注意を必要とするものについては、その注意事項

十二 許可を受けた者が、製造者以外のものであるときは、その許可を受けた者の営業所所在地及び氏名(法人にあっては、その名称)

(法第三十二条の二の厚生労働省令で定める事項)

第十八条 法第三十二条の二の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 含有する食品又は成分の量

二 特定の食品又は成分を含有する旨

三 熱量

四 人の身体を美化し、魅力を増し、容ぼうを変え、又は皮膚若しくは毛髪をすこやかに保つことに資する効果

■食品衛生法(昭和二十二年十二月二十四日法律第二百三十三号)

第十九条 厚生労働大臣は、公衆衛生の見地から、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、販売の用に供する食品若しくは添加物又は前条第一項の規定により規格若しくは基準が定められた器具若しくは容器包装に関する表示につき、必要な基準を定めることができる。

○2 前項の規定により表示につき基準が定められた食品、添加物、器具又は容器包装は、その基準に合う表示がなければ、これを販売し、販売の用に供するために陳列し、又は営業上使用してはならない。

■食品衛生法施行規則（昭和二十三年七月十三日厚生省令第二十三号）

第二十一条 別表第三に定める食品又は添加物であつて販売の用に供するものの表示の基準は、次のとおりとする。

（略）

四 特定保健用食品及び栄養機能食品（以下「保健機能食品」という。）以外の食品にあつては、保健機能食品と紛らわしい名称、栄養成分の機能及び特定の保健の目的が期待できる旨の表示をしてはならないこと。

（略）

別表第三（第二十一条関係）

- 一 マーガリン
- 二 酒精飲料（酒精分一容量パーセント以上を含有する飲料（溶解して酒精分一容量パーセント以上を含有する飲料とすることができる粉末状のものを含む。）をいう。）
- 三 清涼飲料水
- 四 食肉製品
- 五 魚肉ハム、魚肉ソーセージ及び鯨肉ベーコンの類
- 六 シアン化合物を含有する豆類
- 七 冷凍食品（製造し、又は加工した食品（清涼飲料水、食肉製品、鯨肉製品、魚肉練り製品、ゆでだこ及びゆでがにを除く。）及び切り身又はむき身にした鮮魚介類（生かきを除く。）を凍結させたものであつて、容器包装に入れられたものに限る。）
- 八 放射線照射食品
- 九 容器包装詰加圧加熱殺菌食品
- 十 鶏の卵
- 十一 容器包装に入れられた食品（前各号に掲げるものを除く。）であつて、次に掲げるもの
 - イ 食肉、生かき、生めん類（ゆでめん類を含む。）、即席めん類、弁当、調理パン、そうざい、魚肉練り製品、生菓子類、切り身又はむき身にした鮮魚介類（生かきを除く。）であつて生食用のもの（凍結させたものを除く。）及びゆでがに
 - ロ 加工食品であつて、イに掲げるもの以外のもの
- ハ かんきつ類、バナナ
- 十二 別表第七の上欄に掲げる作物である食品及びこれを原材料とする加工食品（当該加工食品を原材料とするものを含む。）
- 十三 保健機能食品
- 十四 添加物